

出シタルカ本要求書ハ前回ト大差ナキ又更ニ本工場ノ加ノ本分  
 工場職工代表者名義ヲ以テ提出シタルモノニテ第一項団体  
 交渉権ヲ主眼トシ内容ニ就キ稍具體的ノ說明ヲ附記  
 シタルモノニテ即チ本分両工場提推乃チ第レ之等ニ出テタル  
 二有之  
 右及申(通)報候也

要  
求  
書

要  
求  
書

項  
目

- 一、団体交渉権ノ確認
  - 二、請負制度ヲ改善セラレタキ事
  - 三、工場内ノ衛生設備ノ改善(食堂、便所)
  - 四、従来奥居缺勤三日ニシテ解雇セラレシモノ今後一週間ニサレタキ事
  - 五、工場主ノ都合上止ムヲ得ス職工ヲ解雇スル場合六九ノ年當ヲ支給セラレ度キ事
    - イ、一ケ年未滿ハ日給ノ百二十日分
    - ロ、一ケ年以上三ケ年未滿ハ日給ノ百八十日分
    - ハ、三ケ年以上ハ一ケ月ニ付五日分ノ割合ヲ以テ加算スルコト
- 外ニ帰國旅費トシテ妻帯者ニ五拾圓獨身者ニ參拾圓支給セラレ度キ事  
 但シ臨時雇ヲモ含ム
- 六日給ニ圖以下ノ職工ニ對シ此際ニ割増給セラレ度キ事  
 七、毎年二回定期昇給セラレ度キ事